

総合技術センター貯水槽修繕等業務

仕 様 書

令和8年5月

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

第1条 適用

本特記仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「発注者」という。）が施行する「総合技術センター貯水槽修繕等業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2条 業務概要

総合技術センターの貯水槽の修繕及び清掃を行うものである。

第3条 業務場所

〒338-0825 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

第4条 業務期間

契約締結の翌日から令和8年9月30日（水）までとする。

第5条 業務内容

数量表

項目	数量	単位
本館		
受水槽マンホールパッキン交換	1	式
受水槽通気口交換	1	式
高置水槽マンホール交換	1	式
高置水槽電極保持器交換	1	式
高置水槽通気口交換	1	式
高置水槽ドレン改修	1	式
受水槽・高架水槽 簡易清掃	1	式
別館		
受水槽マンホールパッキン交換	1	式
受水槽通気口交換	1	式
廃材処理費	1	式
運搬交通費	1	式
諸経費	1	式

修繕に必要な水、電気は発注者が用意する。

第6条 提出書類

本修繕に関する書類は次のとおりとし、受注者は施工終了後速やかに発注者に提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 業務写真（施工前・施工完了） 一式

第7条 その他

1 修繕実施上の義務

一 損害賠償義務

- (1) 故意又は過失を問わず、受注者が第三者または第三者所有の施設や民地、物品に対し損害を与えた場合には、受注者はその損害の賠償を行わなければならない。
- (2) 故意又は過失を問わず、受注者が発注者所有の施設や物品を棄損又は滅失した場合には、担当職員が指定する期間内までに受注者は原状回復を行うか、もしくはその損害の賠償を行わなければならない。

二 報告義務

- (1) 受注者は、事故もしくは故障等が発生した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。

2 疑義等

本仕様書に明記されていない事項及び本仕様書に対し、疑義が生じた場合については速やかに担当職員と協議するものとする。